大阪府特別職報酬等審議会

第三回　会議資料

日時：平成27年7月22日

場所：大阪府公館

目次

[１．知事及び副知事の給料の額及び退職手当について 1](#_Toc425254657)

[（１）資料１　知事の給料の額及び退職手当 1](#_Toc425254658)

[（２）資料２　副知事の給料の額及び退職手当 6](#_Toc425254659)

[２．教育長の給料の額について 9](#_Toc425254660)

[（１）資料３　教育長の職務 9](#_Toc425254661)

[（２）資料４　都道府県の教育長の給料の額等の状況 10](#_Toc425254662)

[（３）資料５　大阪府の他の特別職及び本庁部長級職員との比較 12](#_Toc425254663)

# １．知事及び副知事の給料の額及び退職手当について

資料１

## （１）資料１　知事の給料の額及び退職手当

①給料の額及び退職手当の改定案

■案１

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○退職手当の復元**・131万円　⇒　150万円※算出方法・1年あたりの復元額12,576,000円／4年＝3,144,000円・1月あたりの復元額3,144,000円／16.62ヵ月※≒189,170円※12＋1.2×3.85ヵ月（期末手当を考慮） | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・150万円　⇒　152万円 |
| 年収 | ・2,493万円（＋316万円） | ・2,526万円（＋349万円） |
| 退職手当 | **○退職手当を廃止し、現行の支給率で算出した退職手当を給料の額に復元**・1,257.6万円　⇒　0円 |  |
| 適用日 | ○次期任期（平成27年11月27日）～ | ○平成28年4月1日～ |

※支給額（年収）：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

■案２

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・131万円　⇒　133万円 |
| 年収 | ・2,210万円（＋33万円） |
| 退職手当 | **○現行どおり存置**（給料の額引上げに伴う退職手当の増）・1,276.8万円（＋19万円） |
| 適用日 | ○平成28年4月1日～ |

※支給額（年収）：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

資料１

■参考１

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○退職手当の復元**・131万円　⇒　186万円※算出方法・1年あたりの復元額36,470,400円／4年＝9,117,600円・1月あたりの復元額9,117,600円／16.62ヵ月※≒548,592円※12＋1.2×3.85ヵ月（期末手当を考慮） | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・186万円　⇒　189万円 |
| 年収 | ・3,091万円（＋914万円） | ・3,141万円（＋964万円） |
| 退職手当 | **○退職手当を廃止し、大阪府を除く全国平均の支給率（58／100）で算出した退職手当を給料の額に復元**・1,257.6万円　⇒　0円 |  |
| 適用日 | ○次期任期（平成27年11月27日）～ | ○平成28年4月1日～ |

※支給額（年収）：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

資料１

■参考２

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○退職手当の復元**・131万円　⇒　158万円※算出方法・1年あたりの復元額18,235,200円／4年＝4,558,800円・1月あたりの復元額4,558,800円／16.62ヵ月※≒274,296円※12＋1.2×3.85ヵ月（期末手当を考慮） | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・158万円　⇒　161万円 |
| 年収 | ・2,626万円（＋449万円） | ・2,676万円（＋499万円） |
| 退職手当 | **○退職手当を廃止し、大阪府を除く全国平均の支給率（58／100）の半分の額で算出した退職手当を給料の額に復元**・1,257.6万円　⇒　0円 |  |
| 適用日 | ○次期任期（平成27年11月27日）～ | ○平成28年4月1日～ |

※支給額（年収）：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

資料１

②都道府県の知事の給料の額等の比較



③都道府県の知事の年収の比較

資料１



資料２

## （２）資料２　副知事の給料の額及び退職手当

①給料の額及び退職手当の改定案

■案

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・103万円　⇒　105万円 |
| 年収 | ・1,745万円（＋33万円） |
| 退職手当 | **○現行どおり存置**（給料の額引上げに伴う退職手当の増）・1,008万円（＋19万円） |
| 適用日 | ○平成28年4月1日～ |

※支給額（年収）：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

■参考

|  |  |
| --- | --- |
|  | 改　定　内　容 |
| 給料の額 | **○1.66％引上げ**（本庁部長級職員の給与改定率）・103万円　⇒　105万円 |
| 年収 | ・1,745万円（＋33万円） |
| 退職手当 | **○退職手当の支給率を４２／１００（大阪府を除く全国平均の支給率）に引上げ**・989万円　⇒　2,117万円 |
| 適用日 | ○平成28年4月1日～ |

※支給額（年収）：給料の額×１２月＋期末手当（給料の額×1.2（加算）×3.85月）

給料の額の端数は千円単位を四捨五入

②都道府県の副知事の給料の額等の比較

資料２



資料２

③都道府県の副知事の退職手当の比較



# ２．教育長の給料の額について

資料３

## （１）資料３　教育長の職務

①新「教育長」について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確にすることとしている。

②教育長制度の新旧比較

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 旧　制　度 | 新　制　度 |
| 任　命 | ①知事が議会の同意を得て教育委員を任命②教育委員会が、教育委員の中から教育長を任命 | 知事が議会の同意を得て任命 |
| 任　期 | ４年 | ３年 |
| 身　分 | 特別職（教育委員会の委員）と一般職（教育長） | 特別職のみ |
| 教育委員会との関係 | 教育委員会の一員（教育委員と兼務） | 教育委員会の一員（教育委員ではない） |
| 主な役割 | ○教育長・具体的な事務執行の責任者・事務局の指揮監督者 | 教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表・具体的な事務執行の責任者・事務局の指揮監督者・教育委員会の代表者・会議の主宰者 |
| ○教育委員長・教育委員会の代表者・会議の主宰者 |

資料４

## （２）資料４　都道府県の教育長の給料の額等の状況



資料４

○教育長の給料の額の状況（平成27年4月1日現在）

新教育長へ移行した団体　13団体（うち給料月額を引上げた団体は、3団体）

旧教育長が在職する団体　34団体（うち給料月額を引上げた団体は、4団体）

|  |  |
| --- | --- |
| **岩手県** | **529,900円　⇒　760,000円（＋230,100円）** |
| **宮城県** | **860,000円　⇒　900,000円（＋40,000円）** |
| **神奈川県** | **920,000円　⇒　950,000円（＋30,000円）**≪特別職報酬等審議会委員懇談会・意見（公表）≫・ 制度改正に伴い、業務や責任が増すことから、給料は引き上げるべき。・ 同じ特別職で企業庁長と差があったことが問題で、同等であるべき。・ 企業庁長と同等にして、その後、必要であれば差を設ける。 |
| **新潟県** | **799,000円　⇒　818,000円（＋19,000円）** |
| **岐阜県　※** | **800,000円　⇒　850,000円（＋50,000円）** |
| **和歌山県　※** | **670,000円　⇒　750,000円（＋80,000円）** |
| **山口県　※** | **750,000円（適用なし）820,000円（教員）880,000（行政）****⇒　880,000円に統合** |

注）「※」は、平成27年4月1日現在において新教育長に移行した団体

上記３団体のほか、千葉県、東京都、富山県、長野県、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、長崎県、鹿児島県の１３団体が移行

（文科省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係に確認）

○他府県の改定例

・他の特別職や他都道府県の状況を踏まえ給料の額を改定。

・改正前の給料の額に教育委員長の職責の差（＊）を加えた額に改定

（＊）教育委員長と教育委員の給料の額（月額）の差

資料５

## （３）資料５　大阪府の他の特別職及び本庁部長級職員との比較

